

令和4年11月29日

令和5年度京都府公立高等学校入学者選抜における 報告書の取扱いについて

令和5年度京都府公立高等学校入学者選抜における報告書の取扱いは下記のとおりと
します。

記

1 報告書を作成する中学校等における取扱い

- (1) 授業日数欄及び出席日数欄は斜線で抹消すること。ただし、報告書作成に係るシステムの仕様による場合や、既に報告書を作成しているなどで新たな報告書の作成発行に相当の負担が生じるなど、対応が困難な場合には、従前の方法によって報告書を作成、利用することができる。

- (2) オンラインを活用した特例の授業の参加日数については、京都府公立高等学校入学者選抜には用いないため、記載を要しない。

2 報告書を活用する高等学校における取扱い

上記1の記載の有無により、志願者を不利益に取り扱うことはありません。